

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画の概要

計画期間

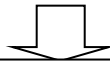
平成 27 年 5 月 29 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

- ◆ 漁業被害および植生被害の軽減
- ◆ 地域個体群の安定的維持



被害防除の推進と併せて。生息数を管理しやすい程度に抑える「個体数調整」を実施

◇長期目標（平成30年～）

個体数目標は、被害が表面化しておらず、またカワウの顕著な減少が生じていなかった4000羽に設定。

（4000羽は指標であり、生息数や被害状況などにより増減する場合がある。）

◇短期目標（平成27年度～平成29年度）

カワウの利用期間、地形、対応のしやすさなどのコロニー毎の特徴を考慮しながら、管理しやすい程度まで生息数の速やかな削減

改正箇所

改正項目	改正内容
「第二種」への区分改正	平成 26 年 5 月 30 日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され平成 27 年 5 月 29 日に施行されることになったことに伴い、カワウ特定鳥獣保護管理計画をカワウ第二種特定鳥獣管理計画として文言を統一
計画期間	(改正前)平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 従来の根拠条文がなくなる一方、改正法の付則にみなし規定を置いていないため、現計画は失効することとなるため、計画期間を改正 (改正後) (カワウ特定鳥獣保護管理計画(第2次)) 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 5 月 28 日 (カワウ第二種特定鳥獣管理計画) 平成 27 年 5 月 29 日～平成 30 年 3 月 31 日

計画のポイント

個体数管理

1. 個体数管理

2大コロニーでの生息数は急激に減少し、第1次特定計画による対策の効果が認められることから、継続して実施することとする。ただし、カワウの分散化や銃器捕獲に対する学習等から今後の捕獲はこれまで以上に困難になることが想定される。

新たに形成されたコロニーでは、早期対策の効果が高いことから、早期発見・早期対応に努める。

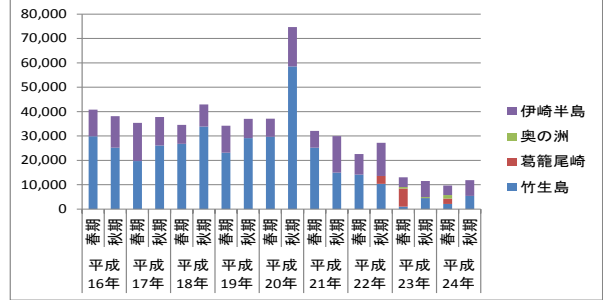
既存コロニー・ねぐらでは、随時監視し、生息数の増加を抑制する。

近隣府県と情報共有を密にし、連携した取り組みを実施する。

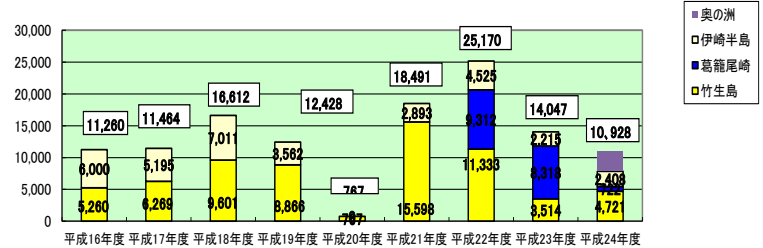
2. その他必要な事項

個体数調整を推進するため、捕獲個体や生息データ等の情報収集に努める。

竹生島エリア・伊崎半島での生息数の推移



竹生島エリア・伊崎半島での捕獲数の推移



被害防除

1. 漁業被害

生息数の減少に伴い、漁場への飛来数も減少しているが、依然としてアユを中心に大きな被害が発生していることから防鳥糸や防鳥ネットの設置、定期的な巡回や花火等による追い払いおよび銃器による捕獲などを、これまでの経験を生かし、情報を共有化しながら地域の実情にあった対策を総合的に実施。

2. 植生被害

管理歩道を整備し、定期的な巡回による追い払い、巣落とし、立木の伐採など実情にあった対策を総合的に実施。

生息環境管理

1. 琵琶湖および河川環境の保全・整備

水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減。河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮するように河川管理者や関係者と連携を図る。

2. 植生復元

生息数の減少により、ある程度枯損が進行した樹木でも回復する機会があることが確認され、裸地化していた箇所の下層植生の回復が見られる。竹生島では短期的には自然遷移に任せ、長期的には照葉樹林（タブノキ・シイ林）への移行を目指す。伊崎半島では、樹木枯死区域では郷土樹種等の植栽等により積極的な森林植生の回復を図り、その他の区域では郷土樹種等の植栽や天然林更新による針広混交林への誘導を図る。

広域対策・その他必要な事項

1. 広域連携

- ①中部近畿カワウ広域協議会：広域保護管理指針に基づき、調査結果の共有等広域での保護管理に取り組む。
- ②関西広域連合：広域保護管理計画の策定と併せて、総合的なカワウ対策効果検証事業を実施している。

2. 地域実施計画

ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに地域実施計画を策定。

3. モニタリングの実施

ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに情報シートを作成し、地域実施計画および特定管理計画にフィードバックさせ、必要に応じ修正を図る「順応的管理」により管理を推進。